

四国森林管理局公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の15に規定する公益的機能維持増進協定を下記のとおり締結するに当たり、森林法第10条の16第1項の規定に基づき次のとおり公告し、協定の案を縦覧に供する。

なお、本協定に利害関係を有する者は、本協定の案に対し、縦覧期間満了の日までに、四国森林管理局長に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成28年6月23日

四国森林管理局長

- 協定の名称 いの町本川地区公益的機能維持増進協定
- 協定区域 高知県いの町越裏門字竹ノ川175番
- 協定の有効期間 自 平成28年 月 日
至 平成30年3月31日
- 森林施業の種類 間伐（存置型）
- 林道の開設場所及び作業路網その他の施設の設置場所 無し
- 縦覧場所 四国森林管理局
嶺北森林管理署
- 縦覧期間 自 平成28年6月23日（木）
至 平成28年7月 7日（木）

8 意見書の提出について

当該協定の案に対する意見は、本協定と民法上の利害を有する者並びに協定の内容に利害関係を有する国の行政機関の長、高知県知事及びいの町長のみが提出することができる。

これらの利害関係者は、以下により、四国森林管理局長に対して理由を付した文書をもって意見を提出することができる。

(1) 意見書の提出先

〒780-8528

高知市丸ノ内一丁目3番30号

四国森林管理局长（計画課 川田扱い）

FAX：088-821-2255

Mail：shikoku_keikaku@maff.go.jp

(2) 意見書の提出方法

郵送、FAX、e-mailのいずれかによる。

(3) 意見書の提出期限

縦覧期間が終了する平成28年7月7日（木）17時必着

(4) 意見書の記載要領

ア 意見提出者の氏名、住所、年齢、職業、電話番号（法人その他の団体は、その名称、代表者の氏名、団体の目的、主たる事務所の所在地、電話番号）

イ 意見の具体的内容

なお、意見は日本語により記載する。

(5) 意見書の処理方法

提出された意見は、その内容に係る事実関係を調査の上、妥当と認められるものにあつては、協定書に反映する。また、検討した結果は、意見提出者に通知する。